

令和5年度 ふるさとづくり公園整備助成事業実施要綱

(目的)

第1条 地域における憩いの場である地域の公園を末永く活用できるよう、整備にかかる経費の助成を行う。

(実施者)

第2条 本事業は、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が共同募金配分金を財源として実施する。

(助成の対象)

第3条 助成の対象は、いなべ市内の自治会において、当該自治会が管理する公園整備にかかる経費とする。

(助成対象外経費)

第4条 次の経費は助成対象外とする。

- (1) 役員会など会議・打合せにかかる経費および人件費
- (2) 飲食費、旅費、個人支給に関わる経費
- (3) その他、市民の理解が得られないと本会が判断した事業の経費

(助成額)

第5条 助成額は、第4条助成対象外経費を除く整備にかかる経費全額とし、自治会あたり助成額の上限は年間2万円とする。

2 助成額は、第6条により申請手続きが行われることで、本会にて審査され決定される。

(申請)

第6条 今年度の事業実施後、本会へ所定の申請書と関係書類を提出する。なお、申請の受付は、予算がなくなり次第終了とする。

2 申請受付期間は、令和5年7月3日から令和6年2月29日までとする。

3 申請した自治会において整備を行った公園について、他の自治会が申請をすることは出来ない。

(助成金の返還)

第7条 本事業において不正に助成金を申請する他、本会が不相当と認めた場合は、助成金を速やかに全額返還しなければならない。